

意見等募集の結果について

案 件	(仮称) 茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定内容(案)に係るパブリックコメントの実施について
結果の公表場所	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページ・ 法務コンプライアンス課担当窓口 (市役所本館 3 階)・ 情報ルーム (市役所南館 1 階)
意見募集期間	令和 4 年 9 月 26 日から 10 月 25 日まで
意見提出件数	1 人 3 件 (うち賛否のみ 0 件、対象外 0 件)
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none">・ (仮称) 茨木市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定内容(案)について・ 令和 3 年改正個人情報保護法の概要・ 個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報制度の見直しについて (答申)・ 茨木市個人情報保護条例 (現行分)・ 個人情報の保護に関する法律 (令和 5 年 4 月 1 日施行分)
結果公表日	令和 4 年 11 月 16 日
担当課	総務部 法務コンプライアンス課 コンプライアンス係 電 話 : 072-620-1606 F A X : 072-620-1710 E メール : houmu@city.ibaraki.lg.jp

提出された意見等及び市の考え方

No.		意見の概要	市の考え方
1	目的・理念規定の明記について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行条例を廃止するのではなく、現行条例から法律に反する規定を削除する条例の改正にとどめるべきである。 ・ 新たに条例を制定する場合は、現行条例で定められている「個人情報を適正に管理し、個人の権利利益を保護することを目的とする。」との目的を明記すべきである。 ・ 個人情報の利活用が求められる中、個人情報の保護に対する自治体としての理念と姿勢を条例に示すべきである。 	<p>この条例は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の施行に必要な事項を規定することを趣旨としており、法と重複する内容を定めることは予定しておりません。</p> <p>目的・理念規定につきましても、法第1条において、「個人の権利利益を保護すること」が法の目的として規定されており、また、法第3条において、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」と基本理念が定められていることから、条例で重ねて規定を設けることは予定しておりません。</p>
2	個人情報保護水準の確保について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例に要配慮個人情報の定義と、できる限り収集しないようにすることを明記すること。また、個人情報は可能な限り本人から収集することを原則とすることも規定すること。 ・ オンライン結合に関しては、リスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて結合先に対する調査、要請を行うことを規定すること。 ・ 条例の具体的な運用に当たっては、審議会の役割を規定すること。また、審議会への諮問と専門家による検証を行うよう規定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮個人情報の定義につきましては、法に規定されており、現行の茨木市個人情報保護条例と同内容となっております。また、法には個人情報の「保有の制限」及び「適正な取得」について規定が設けられていることから、これらの規定を適切に運用することにより、必要な保護水準は確保されると考えております。 ・ オンライン結合につきましても、法に「安全管理措置」、「利用及び提供の制限」及び「保有個人情報の提供を受けるものに対する措置要求」について規定されており、これらの規定を適切に運用することにより、個人情報の保護を図ってまいります。 ・ また、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要となる場合は、附属機関である茨木市個人情報

			保護運営審議会に諮問することとしており、引き続き、専門的な知見をいただきながら、個人情報の適正な取扱いの確保に取り組んでまいります。
3	法案の見直しについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例には自治体独自の規定や上乗せの規定をすることが可能であり、法律に定めのない事項に関しても、必要に応じて条例に盛り込まれたい。 ・ 個人情報保護法の見直しを検討することを国に要望されたい。 	<p>この条例では、個人情報保護の水準が低下することのないよう、条例で定めることが認められる事項については法とは異なる独自の規定を設ける予定としています。</p> <p>条例制定後もその規定内容については適宜検討を行うとともに、必要があれば国への要望を行うなど、個人情報の適正な保護が図られるよう取り組んでまいります。</p>